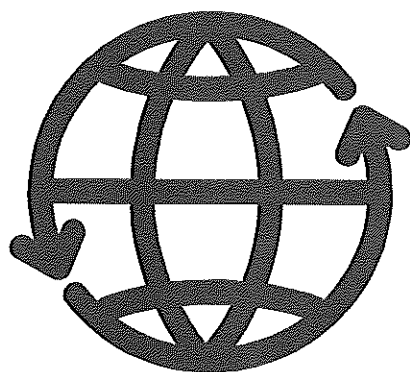


エコアクション21  
環境活動レポート  
2010年  
(活動期間 2010年6月～8月)



賛京建設 株式会社

発行 2010年9月15日

# 環 境 方 針

当社は、地球環境、地域環境に配慮し、環境保全活動を推進する上で、次に示す環境方針を定めます。

(1) 主に次の項目に取り組むことによって、環境負荷を改善します。

- ① 電力使用量、燃料使用量の削減に努め、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- ② 省資源に努め、用紙や水の使用量の削減に取り組みます。
- ③ 廃棄物量の削減、リサイクルを推進します。

(2) 上記の項目を達成する上で、環境経営システムを確立し、見直しを図り、その継続的改善及び環境汚染の予防を行い、維持します。

(3) 関連する環境関連の法規制、条例及びその他の要求事項を遵守します。

(4) 全員参加による環境保全活動を実行します。

(5) 環境方針を含めて記述した環境活動レポートを作成し、地域や利害関係者からの要求に応じて配布、公表し、社内外への情報提供を行うことにより、積極的な環境コミュニケーションに取り組めます。

2010年6月1日

賛京建設 株式会社

代表取締役

勝 司 亮 彦

# 1. 賛京建設 株式会社 の事業概要

## (1) 事業者名及び代表者名

賛京建設 株式会社 代表取締役 勝田 充彦

## (2) 所在地

本社 埼玉県さいたま市岩槻区加倉 1-2-11  
資材倉庫 埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺 243

## (3) 各責任者及び担当者氏名

統括責任者：勝田 充彦  
環境管理責任者：飯島 広隆  
E A 2 1 事務局：佐藤 美和  
管理部門担当者：飯島 広隆 (総務・営業・設計・宅建)  
工事部門

実行担当責任者：安住 清 (現場の統括及び資材倉庫)

各建設現場の現場代理人を実行担当者とする

連絡先： TEL 048-756-1451

FAX 048-757-7986

E-mail sankyou-main@bz01.plala.or.jp

## (4) 事業概要

### ① 主な事業

建築工事業 土木工事業 とび・土工工事業  
一級建築士事務所 宅地建物取引業

② 資本金 5,000万円 (平成22年9月現在)

③ 従業員数 20人 (平成22年9月現在)

④ 床面積 本社 234.4㎡

資材倉庫 485.0㎡

⑤ 売上高 決算期11月～10月

完成工事高 541,206千円 (平成21年10月期)

宅地建物取引業 26,475千円 (平成21年10月期)

一級建築士事務所 0千円 (平成21年10月期)

## (5) 事業許可等の内容

① 建築工事業 土木工事業 大工工事業 とび・土工工事業

屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業  
内装仕上工事業

[建設業の許可 埼玉県知事 許可 (特-20) 第004827]

② 一級建築士事務所

③ 宅地建物取引業

④ ISO9001 登録番号 3011 認証機関 日本検査キューエイ株式会社  
2006年3月23日取得 有効期限 2011年12月12日

## 基本理念と環境方針

### 《基本理念》

賛京建設 株式会社は、社員一人一人が良き企業市民としての社会的責任を自覚し、継続的な自然環境の保全活動を推進することに努め、地球環境と社会生活の永続的な共生を図り、地球環境にやさしい社会に貢献します。

### 《環境方針》

当社は、地球環境、地域環境に配慮し、環境保全活動を推進する上で、次に示す環境方針を定めます。

(1) 主に次の項目に取り組むことによって、環境負荷を改善します。

- ① 電力使用量、燃料使用量の削減に努め、二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。
- ② 省資源に努め、用紙や水の使用量の削減に取り組めます。
- ③ 廃棄物量の削減、リサイクルを推進します。

(2) 上記の項目を達成する上で、環境経営システムを確立し、見直しを図り、その継続的改善及び環境汚染の予防を行い、維持します。

(3) 関連する環境関連の法規制、条例及びその他の要求事項を遵守します。

(4) 全員参加による環境保全活動を実行します。

(5) 環境方針を含めて記述した環境活動レポートを作成し、地域や利害関係者からの要求に応じて配布、公表し、社内外への情報提供を行うことにより、積極的な環境コミュニケーションに取り組めます。

2010年 6月 1日

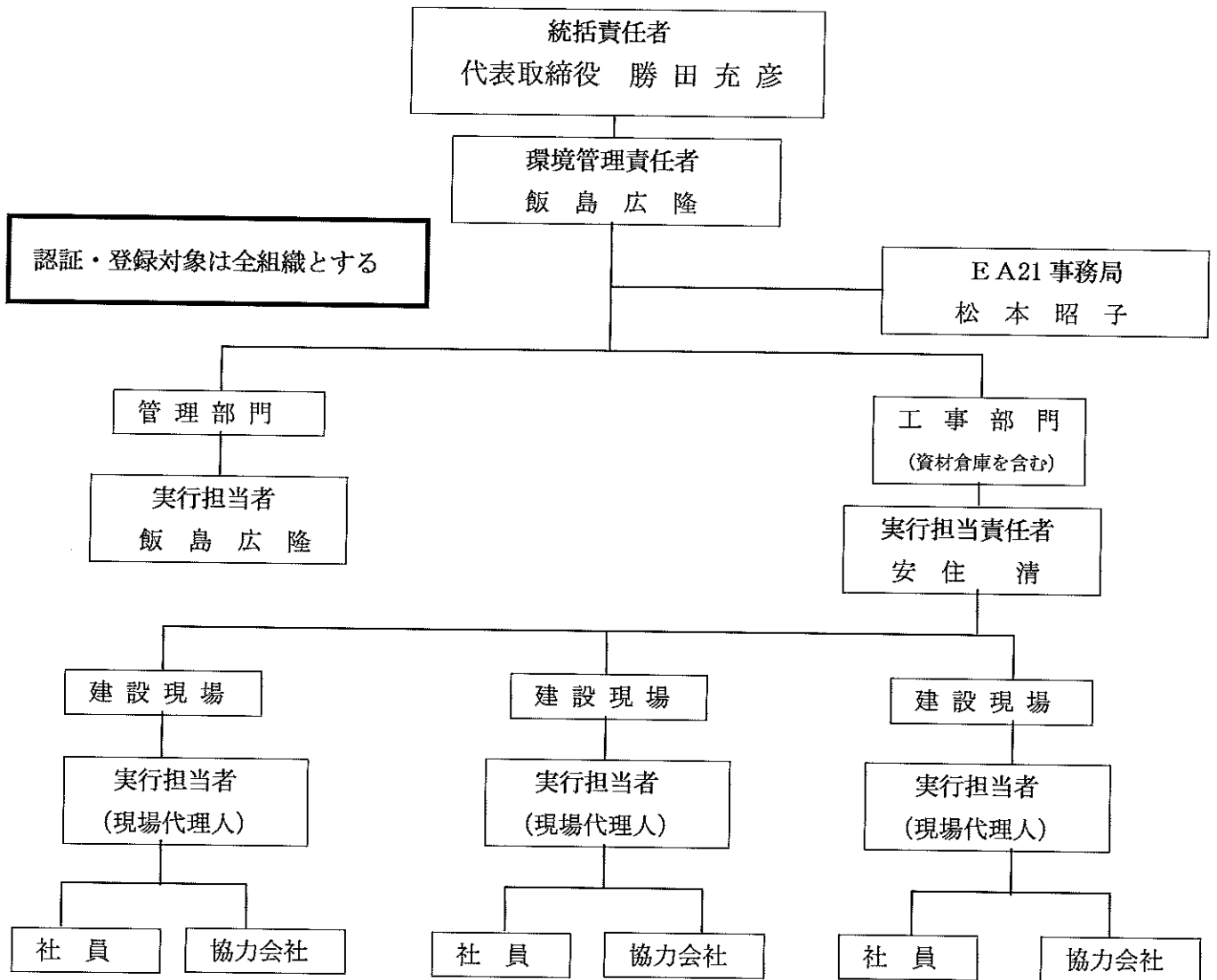
賛京建設 株式会社

代表取締役

藤 司 亮 彦

### 3. 環境経営システム実施体制

組織図



※ 管理部門：総務・営業・設計・宅建部門    工事部門：建設現場・資材倉庫

※ 各建設現場の現場代理人を実行担当者とする

有資格者一覧表 (延人員で実人数ではありません)

2010年6月1日 現在

資格	人数
一級土木施工管理技士	4名
二級土木施工管理技士	3名
一級建築施工管理技士	5名
一級建築士	10名
監理技術者	5名
建設業経理事務士	1名
宅地建物取引主任者	1名

## 役割、責任及び権限

### 統括責任者 勝田 充彦

- ① 環境経営に関する統括責任を負う
- ② 環境経営システムの構築、運営、管理及び維持に必要な資源の用意
- ③ 環境管理責任者の任命
- ④ E A 21 事務局の設置
- ⑤ 方針の決定
- ⑥ 実施体制、目標計画の決定
- ⑦ 活動計画の承認
- ⑧ 全体の評価と見直し

### 環境管理責任者 飯島 広隆

- ① 環境経営システムの運用
- ② 活動計画の策定
- ③ 活動計画取組状況の把握・評価
- ④ 活動計画取組の推進
- ⑤ 統括責任者への報告

### E A 21 事務局 佐藤 美和

- ① 文書・記録の保管、管理
- ② 統括責任者・環境管理責任者の補佐
- ③ 環境活動レポートの作成及び公開
- ④ 環境関連における外部コミュニケーションの窓口

### 工事部門実行担当責任者 安住 清

- ① 各現場の実行担当者を統括する
- ② 資材倉庫の管理
- ③ 各現場の実行担当者から環境目標及び環境活動計画の実施並びに状況報告を受け、環境管理責任者に報告する

### 各部門における実行担当者

- ① 各部門において活動計画を実行
- ② 環境目標及び環境活動計画の実施並びに状況報告
- ③ 各部門における問題点の発見及び是正並びに予防措置

### 全社員

- ① 環境方針を理解し、環境への取組みの重要性を自覚する
- ② 環境経営システムへの積極的な参加

#### 4. 主な環境負荷の実績

2008年11月～2009年10月（決算期10月）の環境負荷の実績把握を行いました。

##### ① 二酸化炭素排出量

項目			単位	2008年11月～2009年10月	
二酸化炭素排出量	電力	管理部門 (総務・営業・設計・宅建)	kg-CO <sub>2</sub>	6213.925	
			kWh	14621	
		工事部門	kg-CO <sub>2</sub>	5945.325	
			kWh	13989	
	燃料	ガソリン	管理部門 (総務・営業・設計・宅建)	kg-CO <sub>2</sub>	11549.562
				ℓ	4974.70
			工事部門	kg-CO <sub>2</sub>	26949.017
				ℓ	11607.65
		軽油	管理部門 (総務・営業・設計・宅建)	kg-CO <sub>2</sub>	0
				ℓ	0
			工事部門	kg-CO <sub>2</sub>	6176.935
				ℓ	2353.71
		灯油	管理部門 (総務・営業・設計・宅建)	kg-CO <sub>2</sub>	0
				ℓ	0
			工事部門	kg-CO <sub>2</sub>	24.919
				ℓ	10
	LPG(液化石油ガス) 管理部門でのみ使用			kg-CO <sub>2</sub>	168.110
				kg	56
	廃棄物焼却処理	一般廃棄物 (廃プラのみ)		kg-CO <sub>2</sub>	0
				t	0
産廃		廃油		kg-CO <sub>2</sub>	0
				t	0
		廃プラ		kg-CO <sub>2</sub>	0
				t	0
二酸化炭素排出量合計			kg-CO <sub>2</sub>	57027.793	

②廃棄物排出量、コピー用紙使用量、水使用量

項 目		単 位	2008年11月～2009年10月
コピー用紙使用量 (管理部門)			0.210
廃棄物排出量	管理部門 (総務・営業・設計・宅建) 一般廃棄物	t	計測なし
	工 事 部 門	一般廃棄物	計測なし
		産業廃棄物 (建設副産物)	t
	<b>廃棄物排出量合計</b>		<b>t</b>
水使用量	管理部門 (総務・営業・設計・宅建)	m <sup>3</sup>	42.00
	工 事 部 門	m <sup>3</sup>	212.00
<b>水使用量合計</b>		<b>m<sup>3</sup></b>	<b>254.00</b>

※ 廃棄物排出量のうち、管理部門および現場から排出される一般廃棄物については、運用期間前は計測していないため『計測なし』としております。

## 5. 環境目標と活動計画

2009年6月～8月のデータを臨時基準値とし、運用開始の2010年6月～8月の3ヵ月間の目標計画を行いました。

また、2008年11月～2009年10月の1年間（決算期10月）のデータを通年の基準値とし、2010年11月～2011年10月の短期通年目標及び2011年11月～2012年10月、2012年11月～2013年10月の中長期目標の計画を行いました。

### 環境目標

管理部門編 (総務・営業・設計・宅建)

項目	単位	基準値		目標				
		2009年 6月～8月 (3ヶ月)	2008年11月 ～ 2009年10月 (通年)	短期		中長期		
				2010年6月 ～ 2010 年8月(3ヶ 月)	2010年11月 ～ 2011年10月 (通年)	2011年11月 ～ 2012年10月 (通年)	2012年11月 ～ 2013年10月 (通年)	
削減目標割合	%			△1.0	△1.0	△2.0	△3.0	
二酸化排出量	電力	kg-CO <sub>2</sub>	1320.475	6213.925	1307.270	6151.786	6089.647	6027.507
		kWh	3107.00	14621.00	3075.93	14474.79	14328.58	14182.37
	ガソリン	kg-CO <sub>2</sub>	2803.033	11549.562	2775.003	11434.059	11318.571	11203.077
		ℓ	1207.34	4974.70	1195.27	4924.95	4875.21	4825.46
	軽油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	0
		ℓ	0	0	0	0	0	0
	灯油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	0
		ℓ	0	0	0	0	0	0
	LPG	kg-CO <sub>2</sub>	57.037	168.110	56.467	166.429	164.748	163.067
		kg	19	56	18.81	55.44	54.88	54.32
コピー用紙使用量	t	0.059	0.210	0.058	0.208	0.206	0.204	
廃棄物排出量	一 廃	※1		※2				
水使用量	m <sup>3</sup>	5.00	42.00	4.95	41.58	41.16	40.74	

※1 一般廃棄物排出量について、運用期間前は計測しておりませんでしたので、基準値を算出できませんでした。

※2 運用期間中の計測データを将来の基準値としてこれからの環境目標策定の目安としていきます。

工事部門編 (各現場・資材倉庫)

項目		単位	基準値		目標						
			2009年 6月～8月 (3ヶ月)	2008年11月 ～ 2009年10月 (通年)	短期		中長期				
					2010年6月 ～ 2010年8月 (3ヶ月)	2010年11月 ～ 2011年10月 (通年)	2011年11月 ～ 2012年10月 (通年)	2012年11月 ～ 2013年10月 (通年)			
削減目標割合		%			△1.0	△1.0	△2.0	△3.0			
二酸化炭素排出量	電力		kg-CO <sub>2</sub>	2462.450	5945.325	2437.826	5885.872	5826.419	5766.965		
			kWh	5794.00	13989.00	5736.06	13849.11	13709.22	13569.33		
	燃料	ガソリン		kg-CO <sub>2</sub>	6540.395	26949.017	6474.994	26679.518	26410.020	26140.545	
				ℓ	2817.12	11607.65	2788.95	11491.57	11375.49	11259.42	
		軽油			kg-CO <sub>2</sub>	0	6176.935	0	6115.166	6053.397	5991.628
					ℓ	0	2353.71	0	2330.173	2306.636	2283.099
		灯油			kg-CO <sub>2</sub>	0	24.919	0	24.670	24.421	24.172
					ℓ	0	10.00	0	9.9	9.8	9.7
	廃棄物焼却処理	一般廃棄物 (廃プラのみ)		kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	0	
				t	0	0	0	0	0	0	
		産廃	廃油		kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	0
					t	0	0	0	0	0	0
		産廃	廃プラ		kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	0
					t	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物排出量		t	計測なし		活動計画を参照。						
水使用量		m <sup>3</sup>	36.00	212.00	35.64	209.88	207.76	205.64			

産業廃棄物 (建設副産物)	t	0	1072.00	適正処理 ※1
------------------	---	---	---------	---------

※1 産業廃棄物(建設副産物)は、工事量、工事規模等により増減するため、削減すべきものとして目標設定はせず、数量の把握及び適正処理を継続目標として掲げます。

## 活 動 計 画

主な環境負荷の削減を目的として、下記の事項を活動計画として策定する。

### (1) 二酸化炭素排出量の削減

#### 1) 電力使用量の削減

- ① 事務所での不要時の消灯
- ② 資材倉庫での不使用時の消灯
- ③ 不使用のパソコンの電源等に気を配る
- ④ 空調温度の設定（冷房 28℃、暖房 20℃に設定）

#### 2) 燃料使用量の削減

- ① アイドリングストップ
- ② 急発進・急加速の禁止
- ③ 車両の保守点検
- ④ 作業目的の場所をあらかじめ調査することによる目的地へのスムーズな到着
- ⑤ 過積載をしない
- ⑥ エンジンの空吹かしをしない

### (2) 廃棄物排出量の削減

#### 1) 事務所内一般廃棄物

- ① 裏紙の使用・ミスコピーの防止
- ② 一般廃棄物において、適切にリサイクルされるように分別する
- ③ マイボトル・マイ箸・マイコップの推進

#### 2) 現場内一般廃棄物

現場内で発生するカン・ビン・ペットボトル等一般廃棄物は、各自が必ず持ち帰り、現場で排出することを禁止し、リサイクル可能な状態にして各自で排出すること。

### (3) 建設副産物の適正処理

#### 1) コンクリート塊

#### 2) 建設発生木材

#### 3) アスファルト・コンクリート塊

上記特定建設資材の100%リサイクルの推進

### (4) 水の使用量削減

- 1) 水使用箇所に節水の表示をする
- 2) 蛇口をこまめに閉める

## 6. 実績

2010年6月～8月の取組みによる実績は、下記のとおりです。

管理部門（総務・営業・設計・宅建）と工事部門（各現場・資材倉庫）各々の実績を、その後全体の実績を報告します。

### 管理部門編（総務・営業・設計・宅建）

削減目標は、基準値の△1%です。

項目	単位	基準値		目標		実績		
		2009年 6月～8月 (3ヶ月)	2008年11月 ～ 2009年10月 (通年)	2010年6月 ～ 2010年8月 (3ヶ月)	2010年11月 ～ 2011年10月 (通年)	2010年6月 ～ 2010年8月 (3ヶ月)	2010年11月 ～ 2011年10月 (通年)	
電力	kg-CO <sub>2</sub>	1320.475	6213.925	1307.270	6151.786	2181.525		
	kWh	3107.00	14621.00	3075.93	14474.79	5133.00		
二酸化炭素排出量 燃料	ガソリン	kg-CO <sub>2</sub>	2803.033	11549.562	2775.003	11434.059	2319.942	
		ℓ	1207.34	4974.70	1195.27	4924.95	999.26	
	軽油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	
		ℓ	0	0	0	0	0	
	灯油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	
		ℓ	0	0	0	0	0	
	LPG	kg-CO <sub>2</sub>	57.037	168.110	56.467	166.429	0	
		kg	19	56	18.81	55.44	0	
コピー用紙使用量		t	0.059	0.210	0.058	0.208	0.045	
廃棄物排出量	一 廃	t	計測なし				0.045	
水使用量		m <sup>3</sup>	5.00	42.00	4.95	41.58	13.00	

工事部門編 (各現場・資材倉庫)

削減目標は、基準値の△1%です。

項目		単位	基準値		目標		実績		
			2009年 6月～8月 (3ヶ月)	2008年11月 ～ 2009年10月 (通年)	2010年6月 ～ 2010年8月 (3ヶ月)	2010年11月 ～ 2011年10月 (通年)	2010年6月 ～ 2010年8月 (3ヶ月)	2010年11月 ～ 2011年10月 (通年)	
二酸化炭素排出量	電力	kg-CO <sub>2</sub>	2462.450	5945.325	2437.826	5885.872	4840.750		
		kWh	5794.00	13989.00	5736.06	13849.11	11390.00		
	燃料	ガソリン	kg-CO <sub>2</sub>	6540.395	26949.017	6474.994	26679.518	5413.136	
			ℓ	2817.12	11607.65	2788.95	11491.57	2331.58	
		軽油	kg-CO <sub>2</sub>	0	6176.935	0	6115.166	0	
			ℓ	0	2353.71	0	2330.173	0	
		灯油	kg-CO <sub>2</sub>	0	24.919	0	24.670	0	
			ℓ	0	10.00	0	9.9	0	
	廃棄物焼却処理	一般廃棄物 (廃プラのみ)	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	
			t	0	0	0	0	0	
		産廃 廃油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	
			t	0	0	0	0	0	
		産廃 廃プラ	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0	0	0	
			t	0	0	0	0	0	
産業廃棄物 (建設副産物)			0	1072.00	適正処理		83.50 t	適正処理	
一般廃棄物排出量		t	計測なし				0		
水使用量		m <sup>3</sup>	36.00	212.00	35.64	209.88	18.00		

全 体 (管理部門・工事部門)

削減目標は、基準値の△1%です。

項目	単位	基準値	目 標	実 績		
		2009年6月 ～ 2009年8月 (3ヶ月)	2010年6月 ～ 2010年8月 (3ヶ月)	2010年6月 ～ 2010年8月 (3ヶ月)		
二酸化炭素排出量	電 力	kg-CO <sub>2</sub>	3782.925	3745.096	7022.275	
		kWh	8901.00	8811.99	16523.00	
	燃 料	ガソリン	kg-CO <sub>2</sub>	9343.428	9249.994	7733.078
			ℓ	4024.46	3984.22	3330.84
		軽 油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0
			ℓ	0	0	0
		灯 油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0
			ℓ	0	0	0
		LPG	kg-CO <sub>2</sub>	57.037	56.467	0
			kg	19.00	18.81	0
	廃棄物焼却処理	一般廃棄物 (廃プラのみ)	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0
			t	0	0	0
		産 廃 廃 油	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0
			t	0	0	0
		産 廃 廃プラ	kg-CO <sub>2</sub>	0	0	0
			t	0	0	0
	二酸化炭素排出量合計		kg-CO <sub>2</sub>	13183.390	13051.556	14755.353
産業廃棄物 (建設副産物)			0	適正処理	83.5t 適正処理	
コピー用紙使用量			0.059	0.058	0.039	
廃棄物 排出量	一 廃	t	計測なし		0.045	
	一 廃 (工事部門)		計測なし		0	
水使用量		m <sup>3</sup>	41.00	40.59	31.00	

今回の実績報告につきましては、臨時の3ヶ月間の実績となります。

なお、決算期の関係上、目標と実績の比較を明確にするため、次の目標は2010年11月～2011年10月を定め、引き続き活動計画を推進していくこととなります。

決算期までの残り2ヶ月間(9月～10月)は、運用期間中の目標を継続していきます。

## 7. 評 価

2010年6月から8月までの3ヶ月間の運用実績に対する評価についてお知らせします。実際に運用したことによる見直すべき点や負荷削減に効果のあった点を明確にし、今後の活動計画策定を検討していきたいと思います。

評価対象	達成率	評 価
1. 二酸化炭素排出量の削減	88.45%	未達成
2. コピー用紙使用量の削減	151.28%	達 成
3. 建設副産物の適正処理	100.00%	達 成
4. 水の使用量削減	132.26%	達 成

### (1) 二酸化炭素排出量の削減

管理部門、工事部門ともに、二酸化炭素排出量は増加してしまいました。

原因である電力使用量の大幅増加につきましては、運用期間中も継続している県営住宅の新築工事が、通常の戸建建設工事とは比べものにならない程の電力を使用する工事であることが起因しているものと思われま。

また、今年の夏は非常に猛暑日が続いた関係上、事務所内の空調連続使用もありました。

なお、他にも原因があるかどうかを継続して調査する必要性を感じています。

ガソリン使用量燃料の減少については、①アイドリングストップ②急発進・急加速の禁止③車両の保守点検④作業目的の場所をあらかじめ調査することによる目的地へのスムーズな到着⑤過積載をしない⑥エンジンの空吹かしをしないといった活動計画が、エコアクション2.1実施前と比べ、社員個々が意識して行動することができるようになった結果であったのではないかと思います。

### (2) 一般廃棄物排出量及びコピー用紙使用量の削減

一般廃棄物及びコピー用紙について①裏紙の使用・ミスコピーの防止②一般ごみの分別収集を行うといった活動計画は各社員に定着してきたように思います。

その結果として、コピー用紙使用量の削減につきましては、上記達成率にもありませんように、大幅に削減することができました。

ゴミ箱に『生ごみ』『ビン・カン類』『プラスチック類』等と大きく記した紙を貼り、各社員によく見えるようにし注意を喚起させて実施しました。

分別収集を徹底するだけでなく、リサイクル可能な状態にすることに重点を置いて行いました。

今回の運用実績により、将来目標の設定が可能になりましたので、今後はその数値から目標を策定し、より削減意欲を向上させて取り組んでいきたいと思います。

### (3) 建設副産物の適正処理

建設工事に伴い排出される産業廃棄物（建設副産物）につきましては、工事量や工事規模により増減するものですから、意識的に増減させることが可能なものとしては把握しがたく、法令に遵守した適正な処理が当然の目標となりますが、エコアクション21実施前から法令を遵守した処理をしているのが現状です。

また、数量の把握も実施しておりますが、より取り組むべき課題としましては、法令適用工事以外の工事であっても、建設副産物を再利用可能な状態にしていくことや、どうすれば循環資源として処理できるようになるかを、検討していきたいと思っております。

### (4) 水の使用量削減

管理部門での水使用量は増加してしまいました。各社員が活動計画を今一度再認識し、実行していかなければならない、最重要事項であると思われまます。

しかし、運用期間が3ヵ月間でしたので、計画の見直しに関しましては、期末までの残り2ヶ月間様子を見る必要があると思っております。

工事部門での水使用量の削減には成功しました。要因として、運用期間中の工事内容が、仮設トイレや、仮設水道を設置しないものが多かったことが挙げられます。

### (5) 次期にむけての目標設定に関して

運用期間3ヵ月間が終了しましたが、次期に向けての活動計画を策定するにあたり、以下の点を視野に入れて策定すべきだと思っております。

- ① 建築の企画設計及び施工にあたり省資源、省エネルギー、環境負荷の低減に役立つ提案を積極的に行う。
- ② 建築資材につき可能な限り、リサイクル及びエコ資材の使用に努める。
- ③ なるべく車での移動を避け、鉄道等の交通手段を考える。
- ④ 地域社会への貢献として、建設現場等の近隣とのコミュニケーションを、早い段階から密に取ることによるトラブルの防止、現場の清掃だけでなく、現場付近の地域の公園、道路の清掃等にも取り組む。
- ⑤ 電力使用量について、管理部門においては削減するために一層の努力を必要としますが工事部門では、受注量によって増減するため、一概には削減だけを目標にすることは、適切ではないと考えます。無論、白熱灯に代えて蛍光灯を使用するなどによって削減を図ることは出来るものと思われまますが、根本的な解決のためには、別途十分な検討が必要です。

例えば、現場に簡易な風力発電装置等を設置して、現場での電力使用量の削減をできる限り可能にしていかなければならないと考えています。

## 8. 環境関連法規への違反、訴訟の有無

当社に適用される主な環境関連法規等の遵守状況を評価した結果違反はありませんでした。

また、関係当局からの違反等の指摘及び利害関係者からの訴訟等は、過去3年間ありません。

法 規	当社の対応	遵守 状況
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	収集運搬業者及び処分業者との委託契約 マニフェストの交付・管理・保管 許可証の確認 中間処理場等の現地確認	○
建設業法	埼玉県知事 許可（特-20）第004827	○
建築基準法	石綿含有建材の使用禁止・ホルムアルデヒドに関する規制（F☆☆☆☆の確認）	○
宅地建物取引業法	宅建主任者の契約時の立会い 物件説明書による説明の励行	○
浄化槽法	設置時の届出等	○
家電リサイクル法	家電電化製品の資源の有効利用 適正委託 領収書の保管	○
自動車リサイクル法	使用済み自動車の引き取り業者引渡し 購入時のリサイクル料金支払い	○
建設リサイクル法	分別解体実施義務の遵守 再資源化等の促進・再資源の使用 発注者への報告義務の遵守	○
埼玉県生活環境保全条例 さいたま市生活環境の保全に関する条例 さいたま市環境基本条例	アイドリングストップとエコドライブの実施	○
騒音規制法	工事前の届出・規制規律の遵守	○
振動規制法	工事前の届出・規制規律の遵守	○
オフロード法	基準クリア車両の使用（下請への指導）	○